

はじめに

本書は、「令和6年度地方財政状況調査」により報告された市町村、一部事務組合及び広域連合の普通会計並びに公営事業会計の一部（国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計及び収益事業会計）の概要を収録したものです。

各地方公共団体等におかれましては、財政分析や将来にわたる財政計画策定などに本書を御活用いただきたくお願い申し上げます。

■用語解説

本書で用いる次の用語については、以下のとおりです。

【全般的事項】

1 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政統計上、便宜的に用いられている会計区分。

2 地方公営事業会計

地方公共団体が経営する公営企業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学付属病院事業に係る会計の総称。

3 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

4 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

$$\text{実質収支} = (\text{歳入総額} - \text{歳出総額}) - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

5 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

$$\text{単年度収支} = \text{実質収支} - \text{前年度実質収支}$$

6 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

【歳入関係】

7 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額のほか、市町村が都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金及び法人事業税交付金を加算した額。

8 特定財源

充当される経費が特定されている財源。

9 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、減収補てん債特例分や臨時財政対策債等が含まれる。

10 自主財源と依存財源

地方税、分担金・負担金、使用料、手数料のように地方公共団体が自主的に収入する財源を自主財源という。

一方、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、国庫支出金、都道府県支出金及び地方債のように国や都道府県の意思決定に基づき収入される財源を依存財源という。

11 経常的収入と臨時的収入

毎会計年度連続的かつ経常的に収入される見込みの収入を経常的収入といい、一時的、臨時的に収入される収入を臨時的収入という。

【歳出関係】

12 目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。

13 性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

14 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債元利償還金等の公債費からなっている。

義務的経費以外の経費については、任意的経費と呼ばれている。

15 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策費から構成されている。

一方、支出の効果が当該支出年度又は極めて短期的に終わる経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等）が消費的経費である。

16 経常的経費

毎年度継続的に支出される、人件費、扶助費及び公債費のような経費。

経常的経費以外の経費は、臨時的経費である。

17 補助事業

地方公共団体が、国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

18 単独事業

地方公共団体が、国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

【財政分析指標関係】

19 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費及び公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税及び普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分並びに臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この比率は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを量る指標であり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} \div (\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}) \times 100(\%)$$

20 経常一般財源比率

地方税及び普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の標準財政規模に対する比率。

この比率は、通常水準の行政に要する一般財源の額に対する経常一般財源の比率であり、100%を超える度合いが高いほど、収入の安定性と自主性が高い。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100(\%)$$

21 実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支} \div \text{標準財政規模} \times 100(\%)$$

22 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = (\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}) \text{の} 3 \text{か年度平均}$$

23 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。なお、特例として、臨時財政対策債発行可能額を加算することとされている。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

24 標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

【健全化判断比率等】

25 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等[※]を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。比率が正数の場合は赤字、負数(参考数値)の場合は黒字を示す。

早期健全化基準・・・財政規模に応じ 11.25%～15%

財政再生基準・・・20%

$$\text{実質赤字比率} = \text{一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \times 100(\%)$$

・実質赤字額：繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額

※「一般会計等」とは、一般会計と次の①及び②のいずれにも属さない特別会計の総称。

① 国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業及び有料道路事業

② 公営企業会計（法適用事業及び法非適用事業）

26 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。比率が正数の場合は赤字、負数(参考数値)の場合は黒字を示す。

早期健全化基準・・・財政規模に応じ 16.25%～20%

財政再生基準・・・30%

$$\text{連結実質赤字比率} = \text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \times 100(\%)$$

・連結実質赤字額：（各会計の実質赤字額・資金不足額）－（各会計の実質黒字額・資金剰余額）

27 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金等の標準財政規模に対する比率（過去3か年平均で算定）。

地方債協議制度の下で18%以上の団体は、地方債の発行に際し知事の許可が必要となる。

早期健全化基準・・・25%

財政再生基準・・・35%

$$\text{実質公債費比率} = \{ (A + B) - (C + D) \} \div (E - D) \times 100(\%) \quad \text{の3か年度平均}$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E：標準財政規模

28 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

早期健全化基準・・・350%

財政再生基準・・・無し

$$\text{将来負担比率} = \{ (A \sim H) - (I + J + K) \} / (L - M) \times 100(\%)$$

【将来負担（A～H）】

A：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

B：債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

C：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

D：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

E：退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

F：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

G：連結実質赤字額

H：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

【充当可能財源（I～K）】

I：充当可能基金額(A～Fの償還額等に充てることが出来る地方自治法第241条の基金)

J：特定財源見込額

K：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

L：標準財政規模

M：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

29 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公営企業会計を経営する地方公共団体（一部事務組合を含む。）が算定。

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額} \div \text{事業の規模} \times 100(\%)$$

・資金の不足額

（法適用企業）：（流動負債+建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産）-解消可能資金不足額

（法非適用企業）：（繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間内に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価額に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

（法適用企業）：営業収益の額-受託工事収益の額

（法非適用企業）：営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

【その他】

30 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

31 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

32 その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

33 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

(測定単位1当たり費用) (人口・面積等) (寒冷補正等)

34 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75 / 100 + \text{地方譲与税等}$$

■市町村類型

市町村類型は、「類似団体別市町村財政指数表」（総務省）の基準により、①～③により設定されるものである。

現在の区分は平成 27 年度決算から改めて適用されており、政令指定都市、特別区、中核市、施行時特例市はそれぞれ 1 区分、これ以外の都市及び町村に係る類型は、人口及び産業構造（人口及び産業構造は令和 2 年国勢調査結果による）の組み合わせにより決定される。

【例】人口 8,500 人、Ⅱ・Ⅲ次産業 53.0%の村 → 類型 Ⅱ－0

- ① 政令指定都市、特別区、中核市及び施行時特例市
それぞれを 1 区分とする。

② 都市の類型

ア 人口段階による設定基準

類型	分類基準
I	50,000人未満
Ⅱ	50,000人以上～1,000,000人未満
Ⅲ	1,000,000人以上～150,000人未満
Ⅳ	150,000人以上

イ 産業構造による設定基準

類型	分類基準	
3	Ⅱ次・Ⅲ次90%以上	Ⅲ次65%以上
2		Ⅲ次65%未満
1	Ⅱ次・Ⅲ次90%未満	Ⅲ次55%以上
0		Ⅲ次55%未満

③ 町村の類型

ア 人口段階による設定基準

類型	分類基準
I	5,000人未満
Ⅱ	5,000人以上～10,000人未満
Ⅲ	10,000人以上～15,000人未満
Ⅳ	15,000人以上～20,000人未満
V	20,000人以上

イ 産業構造による設定基準

類型	分類基準	
2	Ⅱ次・Ⅲ次80%以上	Ⅲ次60%以上
1		Ⅲ次60%未満
0	Ⅱ次・Ⅲ次80%未満	

■留意事項

- 決算額は、令和 7 年 5 月 31 日現在における令和 6 年度決算額です。
- 本書で用いている各種財政分析指標の県計、市計及び町村計については、加重平均により算出しています。
- 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入しています。したがって、その内訳は、合計と一致しない場合があります。